

# 認知症高齢者緊急ショートステイ事業

大阪市では、認知症の人や認知症の疑いがある人を介護する家族等が、利用条件のいずれかに該当する場合、認知症の人を一時的に指定介護福祉施設に受け入れます。

## 利用条件

- ・介護者が急病や事故の場合
- ・介護者に葬祭等のやむを得ない事情がある場合
- ・介護者の心身が著しく疲労した状態にあり、適切な介護ができない場合
- ・独居で、突発的な事情により、単独で在宅生活を継続できない場合 など

## 利用の流れ

### 相談

- ・介護認定を受けている → ケアマネジャー
- ・介護認定を受けていない → 地域包括支援センター

### 申込み

ケアマネジャー  
又は  
地域包括支援センター → コーディネーター  
(受託事業者：一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟)

### 受付

**コーディネーター連絡先 06-6765-3611**  
月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時（連絡はお早めに）  
※コーディネーターが指定介護福祉施設との入所調整を行います

### 利用

#### 利用期間

原則として14日以内  
※利用期間終了後、在宅復帰を原則とします



#### 利用料金

- ・介護保険を利用の方は、介護保険制度を利用した場合と同額
- ・介護保険の利用限度額を超えている方は、全額自己負担